

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和 7 年 8 月 1 日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 平山 大輔

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

総合水防演習連絡会議運営補助

(令和 8 年度 石狩川総合水防演習 (仮称) の開催に係る総合水防演習連絡会議の運営補助及び演習案内資料等の作成)

(2) 業務内容

ア 計画準備

イ 連絡会議運営補助

ウ 連絡用通信系統資料案作成

エ 演習案内等資料作成

オ 水防工法指導者会議運営補助

カ 報告書作成

(3) 履行期限 令和 8 年 3 月 1 9 日まで

(4) 電子調達システム (G E P S) の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願 (別記様式 1) を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令 (昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号) 第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格)「役務の提供等」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること (ただし、地方自治体を除く。)

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。
- (7) 技術者等に関する要件
- 配置予定技術者の資格等
- 提案者は、①のいずれかの資格及び②の〔1〕の実績（1件以上）を有する者を管理技術者として配置できること。
- ① 資格
- ・技術士（総合技術監理部門（建設））
 - ・技術士（建設部門）
 - ・土木学会認定土木技術者資格制度における特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者
 - ・R C C M
- ② 実績（平成27年度以降に完了した業務等）
- 〔1〕同種業務：一級河川（国管理区間）における水防演習の計画・準備（連絡会議運営補助）に関する業務（役務）

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官（調達スタッフ）

電話：011-611-0269（内線 3283） 電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和7年8月1日から令和7年8月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで）

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、北海道開発局ホームページを参照すること。

（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システム

による交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル情報」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年8月28日(木) 12時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願(別記様式1))を提出した場合には、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。